(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)第8 条第1項の規定に基づく基準及び食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。) 第52条の規定に基づく営業の許可の申請につき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるも のとする。

(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)

第2条 政令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準は、次のとおりとする。ただし、法第29条第1項の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が都道府県若しくは他の保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

## (1) 設備

ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

- イ 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- (2) 職員の配置 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

(許可申請手数料)

- 第3条 法第52条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、許可の申請の際に、当該許可の申請に係る営業の区分に応じ、別表に定める手数料を納付しなければならない。
- 2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

(手数料の免除)

第4条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する手数料の 全部又は一部を免除することができる。

別表 (第3条関係)

(略)